

令和4年第3回

富谷市議会定例会議案書

令和4年9月1日提出

富 谷 市

# 令和4年第3回 富谷市議会定例会議案

## 目 次

### 議 案

議案第 1号	富谷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	1
議案第 2号	富谷市国民健康保険税条例の一部改正について	1 1
議案第 3号	富谷市分担金徴収条例の一部改正について	1 4
議案第 4号	令和4年度富谷市一般会計補正予算（第5号）	別冊
議案第 5号	令和4年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 6号	令和4年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 7号	令和4年度富谷市下水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 8号	和解について	1 6
議案第 9号	和解について	1 7
議案第10号	和解及び損害賠償額の決定について	1 8
議案第11号	和解及び損害賠償額の決定について	1 9
議案第12号	和解及び損害賠償額の決定について	2 0

## 承認

承認第 1号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富谷市一般会計補正予算（第4号））	21
--------	--	----

## 諮問

諮問第 1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	35
--------	------------------------------	----

## 認定

認定第 1号	令和3年度富谷市一般会計歳入歳出決算の認定について	別冊
--------	---------------------------	----

認定第 2号	令和3年度富谷市市営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
--------	-------------------------------	----

認定第 3号	令和3年度富谷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
--------	---------------------------------	----

認定第 4号	令和3年度富谷市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
--------	-------------------------------	----

認定第 5号	令和3年度富谷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
--------	----------------------------------	----

認定第 6号	令和3年度富谷市下水道事業会計利益処分及び決算の認定について	別冊
--------	--------------------------------	----

認定第 7号	令和3年度富谷市水道事業会計利益処分及び決算の認定について	別冊
--------	-------------------------------	----

議案第 1号

富谷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

富谷市職員の育児休業等に関する条例（平成4年富谷町条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年9月1日提出

富谷市長 若生 裕 俊

提案理由

人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

富谷市職員の育児休業等に関する条例（平成4年富谷町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条 略</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下_____「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第1条 略</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>_____以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（<u>第2条の3第3号</u>において「1歳6か月到達日」という。）_____ま</p> <p>までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について</u></p>

改正後	現 行
<p>(ア) その養育する子が1歳に達する日  (以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)  において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p>	<p>当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該</p>

改正後	現行
<p>第2条の2 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22</p>	<p><u>任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>第2条の2 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条_____において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22</p>





改正後	現行
<p>場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては<u>ウに掲げる場合に該当する場合</u>) 当該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p> <p>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してす</p>	<p>当該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする 育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする</p>

改正後	現 行
<p>る地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p>	<p>る地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p>
<p>ウ 略</p>	<p>イ 略</p>
<p>エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p>
<p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別な事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。</p>	<p>第2条の4 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改 正 後	現 行
<p><u>該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p><u>(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p><u>(3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p><u>(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p><u>(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出</u></p>

改正後	現行
<p>_____</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。</p> <p>(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているもの_____が、当該任期を_____更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の_____日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</p> <p>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</p> <p>第4条～第9条 略</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>_____ た場合に限る。)</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。</p> <p>_____</p> <p>(8) その任期_____の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期_____の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</p> <p>第4条～第9条 略</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>

改 正 後	現 行
<p>(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>(7) 略</p> <p>第11条～第22条 略</p>	<p>(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>(7) 略</p> <p>第11条～第22条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 2号

富谷市国民健康保険税条例の一部改正について

富谷市国民健康保険税条例（昭和44年富谷町条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年9月1日提出

富谷市長 若生 裕 俊

提案理由

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、所要の改正を行うもの。

富谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富谷市国民健康保険税条例（昭和44年富谷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第25条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">（国民健康保険税の減免）</p> <p>第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認めるものに対し、国民健康保険税を減免することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が属する世帯の者</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、同項第4号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>第27条 略</p>	<p>第1条～第25条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">（国民健康保険税の減免）</p> <p>第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認めるものに対し、国民健康保険税を減免することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>第27条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の富谷市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



議案第 3号

富谷市分担金徴収条例の一部改正について

富谷市分担金徴収条例（昭和51年富谷町条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年9月1日提出

富谷市長 若生 裕 俊

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、農業水路等長寿命化・防災減災事業を実施するに当たり受益者から分担金を徴収するため、所要の改正を行うもの。

富谷市分担金徴収条例の一部を改正する条例

富谷市分担金徴収条例（昭和51年富谷町条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後			現行		
第1条～第4条 略			第1条～第4条 略		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
分担金を徴収する事業	受益者	分担金の額	分担金を徴収する事業	受益者	分担金の額
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	略	略	災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	略	略
農地農業用施設災害復旧事業	略	略	農地農業用施設災害復旧事業	略	略
	略	略		略	略
農業水路等長寿命化・防災減災事業	受益を受ける土地の所有者	<u>工事費の10%以内</u>			

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和解について

と、市の印刷物等の作成において が著作権を有するイラストを許可なく使用したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、下記のとおり和解の決定ができるものとする。

記

1 和解の相手方

2 和解の内容

- (1) 市（以下、甲という。）は、 （以下、乙という。）に対し、本件解決金として金539,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 甲は、乙に対し、前項の金員を令和4年9月30日までに、乙名義の口座に振り込む方法により支払う。  
但し、振込手数料は甲の負担とする。
- (3) 甲と乙は、本件に関し、甲乙間に、本条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

令和4年9月1日提出

富谷市長 若生 裕俊

和解について

と、市の印刷物等の作成において [REDACTED] が著作権を有するイラストを許可なく使用したことに対する解決金の支払に関する求償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、下記のとおり和解の決定ができるものとする。

記

1 和解の相手方

[REDACTED]

2 和解の内容

- (1) [REDACTED]（以下、乙という。）は、富谷市（以下、甲という。）に対し、本件和解金として金269,500円の支払義務があることを認める。
- (2) 乙は、甲に対し、前項の金員を令和4年9月30日までに、甲名義の口座に振り込む方法により支払う。
- 但し、振込手数料は乙の負担とする。
- (3) 甲と乙は、本件に関し、甲乙間に、本条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

令和4年9月1日提出


富谷市長 若生 裕俊

議案第10号

和解及び損害賠償額の決定について

富谷市立富谷小学校駐車場における自動車の損傷事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。

記

- 1 損害賠償額 一金58,842円也
- 2 和解の相手方 
- 3 和解の内容 市は相手方に損害賠償額一金58,842円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

令和4年9月1日提出




富谷市長 若生 裕 俊

議案第11号

和解及び損害賠償額の決定について

市道七北田西成田線における自動車の損傷事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。

記

- 1 損害賠償額 一金1,049,398円也
- 2 和解の相手方   
  

- 3 和解の内容 市は相手方に損害賠償額一金1,049,398円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

令和4年9月1日提出



富谷市長 若生 裕俊

議案第12号

和解及び損害賠償額の決定について

市有地（明石台四丁目地内）からの倒木による隣接フェンスの損傷事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。

記

- 1 損害賠償額 一金121,000円也
- 2 和解の相手方   

- 3 和解の内容 市は相手方に損害賠償額一金121,000円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

令和4年9月1日提出

富谷市長 若生 裕俊

承認第 1号

専決処分の承認を求めることについて（令和4年度富谷市一般会計補正予算（第4号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年9月1日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。



富専第11号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和4年度富谷市一般会計補正予算（第4号）（別紙のとおり）

令和4年7月29日

富谷市長 若生 裕俊



令和4年度富谷市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度富谷市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84,580千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,041,643千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
20 繰越金		30,000	84,580	114,580
	1 繰越金	30,000	84,580	114,580
歳入	合計	15,957,063	84,580	16,041,643

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
11 災害復旧費		233,916	84,580	318,496
	1 農林施設災害復旧費	2	19,000	19,002
	2 公共土木施設災害復旧費	46,728	65,580	112,308
歳出	合計	15,957,063	84,580	16,041,643



# 補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

# 1. 総括 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款	項	補正前の額
20 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
歳入	合計	15,957,063



(単位：千円)

補 正 額	計
84,580	114,580
84,580	114,580
84,580	16,041,643

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		233,916	84,580	318,496
	1 農林施設災害復旧費	2	19,000	19,002
	2 公共土木施設災害復旧費	46,728	65,580	112,308
歳出	合計	15,957,063	84,580	16,041,643

(単位：千円)

補正の財源内訳				一般財源
特定財源			その他	
国庫支出金	県支出金	地方債		
0	0	0	0	84,580
0	0	0	0	19,000
0	0	0	0	65,580
0	0	0	0	84,580

2. 歳入  
 (款)20 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	30,000	84,580	114,580
計	30,000	84,580	114,580

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	84,580	84,580

### 3. 歳出

(款)11 災害復旧費

(項) 1 農林施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 農業用施設 災害復旧費	2	19,000	19,002	0	0	0	19,000
計	2	19,000	19,002	0	0	0	19,000

(款)11 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

1 道路橋梁・ 河川災害復 旧費	17,360	62,080	79,440	0	0	0	62,080
2 都市計画施 設災害復旧 費	29,368	3,500	32,868	0	0	0	3,500
計	46,728	65,580	112,308	0	0	0	65,580

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	細 節 及 び そ の 金 額		主 な 事 業 名 及 び そ の 金 額	
14 工事請負費	18,000	工事請負費 災害発生時復旧工事 18,000		農業用施設災害復旧費 19,000	
18 負担金、補助及び交付金	1,000	補助金 農業用施設等小災害復旧事業補助金 1,000			

12 委託料	5,100	委託料 災害発生時測量調査設計業務 5,100		道路橋梁・河川災害復旧費 62,080	
14 工事請負費	56,980	工事請負費 災害発生時復旧工事 56,980			
14 工事請負費	3,500	工事請負費 災害発生時復旧工事 3,500		都市計画施設災害復旧費 3,500	

諮問第 1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所



氏 名 木欒子 一徳

生年月日



令和4年9月1日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

人権擁護委員 石岡國男は、令和4年12月31日をもって任期満了となるため。



